

消教地第34号
平成30年2月1日

各都道府県知事 殿

消費者庁長官
(公印省略)

地方消費者行政推進交付金（一般会計）交付要綱の
総額等（平成29年度補正予算）について（通知）

平成30年2月1日付け消教地第33号において通知した「地方消費者行政推進交付金（一般会計）交付要綱」（以下「交付要綱」という。）については、以下のとおりとします。

交付要綱第2中の別に定める国が提案する政策テーマについては、別紙1のとおりとする。

交付要綱第5中の別に定める額は、12億円とする。

交付要綱第5中の別に定める先駆的事業留保額は、2億円とする。

交付要綱第6中の別に定める日は、平成30年2月28日とする。

交付要綱別紙様式1の別紙中、別に定める様式については、本通知別紙2のとおりとする。

(別紙1)

平成29年度（補正予算）先駆的プログラム

I. 訪日外国人向け消費生活相談窓口の整備

II. 原料原産地表示の普及・啓発

I 訪日外国人向け消費生活相談窓口の整備

1. 事業目的

平成 29 年 7 月の日 EU・EPA 交渉の大筋合意や同年 11 月の「総合的な TPP 関連政策大綱」の改訂を踏まえ、また、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、増加が見込まれる訪日・在日外国人の消費者被害の防止に係る対応が急務となっている。

訪日・在日外国人に対する必要な情報発信や消費者相談に対応する体制の充実を図ることで、国内において日本人・外国人を問わず安全・安心な消費ができる環境を整備・促進する。

2. 交付対象事業

- (1) 訪日外国人旅行者が消費者トラブルに遭った場合に助言や適切な機関の紹介等を行えるよう訪日外国人に対応した消費生活相談窓口を整備する取組
- (2) 訪日・在日外国人の消費者被害の防止のための相談体制の整備に係るマニュアル作成、相談者を対象としたアンケート調査を実施し、その効果を測定するとともに今後の課題を分析するなど、訪日・在日外国人の消費者被害の防止のための相談体制の整備を支援する取組。
- (3) 各地域において、訪日外国人向けに、当該地域で発生しやすい消費者トラブルに関する情報等必要な情報を発信する取組。
- (4) 訪日・在日外国人に対して、消費生活相談窓口を普及するための取組。

3. 事業の上限額

地方消費者行政推進事業実施要領（別添 1）6.（3）の規定に従うものとする。

II 原料原産地表示の普及・啓発

1. 事業目的

平成 29 年 7 月の日 EU・EPA 交渉の大筋合意や同年 11 月の「総合的な TPP 関連政策大綱」の改訂を踏まえ、同年 9 月に施行された新たな加工食品の原料原産地表示制度を円滑に実施させるべく、消費生活センターの機能を充実・強化し、消費者等への普及・啓発を図ることが必要である。

上記施策により、日 EU・EPA 交渉の大筋合意等によって輸入増が見込まれる食品などの安全性に対する不安の払拭が進み、安全・安心な消費活動が促進されることを目的とする。

2. 交付対象事業

1. の事業目的を主たる目的とした事業であって、新たな原料原産地表示制度について、消費者等を対象として制度の普及・啓発を図る取組。

3. 事業の上限額

地方消費者行政推進事業実施要領（別添 1）6.（3）の規定に従うものとする。

(別紙2)

先駆的事業に係る国が提案する政策テーマ別内訳額

| 先駆的事業に係る国が提案する政策テーマ | 支出予定額 |
|------------------------|-------|
| I . 訪日外国人向け消費生活相談窓口の整備 | 千円 |
| II . 原料原産地表示の普及・啓発 | 千円 |